

平成 26 年 度

# 八代市議会議会運営委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- 議案第 27 号・八代市議会の議決すべき事件を定める条例の  
制定について
    - その他
- 

平成 27 年 3 月 6 日（金曜日）

## 議会運営委員会会議録

平成27年3月6日 金曜日

午前9時00分開議

午前9時08分閉議（実時間 7分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第27号・八代市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
1. その他

### ○本日の会議に出席した者

委員長	山本幸廣君
副委員長	鈴木田幸一君
委員	亀田英雄君
委員	田中安君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	福嶋安德君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	幸村香代子君
議長	橋本幸一君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

企画振興部長	坂本正治君
企画政策課長	宮川武晴君

○記録担当書記	國岡雄幸君
	小山貴晴君

（午前9時00分 開会）

○委員長（山本幸廣君） それでは、定刻となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会をいたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してありますとおり、付託表のとおりであります。

### ○議案第27号・八代市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

○委員長（山本幸廣君） それでは、議案第27号・八代市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について議題とし、説明を求めます。

坂本企画振興部長。

○企画振興部長（坂本正治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日、大変お世話になります。

それでは、議案第27号・八代市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてということで、御提案の内容を説明させていただきたいと思っておりますけれども、今回の条例内容については、御承知のとおり今回、定住自立圏形成協定の策定を予定いたしておりますけれども、その前に議会の議決を経る必要があるということで——これは地方自治法第96条で定められておりますけれども、議会の議決を経るためそれぞれの項目——15項目ありますけれども、それ以外の項目として今回、議会の議決をいただいて協定を結ぶということになっておりますので、まず条例の中でその協定を結ぶための根拠となる条例をつくっていただきたいということでの御提案をいたしております。

詳しい内容につきましては、担当の課長より説明いたさせますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山本幸廣君） 宮川企画政策課長。

○企画政策長（宮川武晴君） 皆さん、改めまして、おはようございます。（「おはようござい

ます」と呼ぶ者あり)

企画政策課、宮川でございます。着座にて説明をお許しください。(「どうぞ」と呼ぶ者あり)

それでは、議案書49ページをお開きいただきまして、議案第27号について説明をさせていただきます。(「お手元には」と呼ぶ者あり) 済みません、失礼いたしました。

本議案はですね、提案理由にも記載はしておりますけれども、地方自治法第96条第2項の規定により議会が議決すべき事件を定めていただくための条例の制定をお願いするものです。

この条例の第2条に掲げております、今回提案しております条例の第2条に掲げております、定住自立圏構想推進要綱に基づきます、定住自立圏形成協定の締結をし、もしくは変更をし、または同協定の廃止を求める旨を通告すると記載がございます。

その、根拠となります規定が総務省が定めております要綱でございます。

この要綱の第5には、定住自立圏形成協定の定義と定めてございまして、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものと記載されております。

委員の皆様、既に御承知のことと思っておりますけれども、少し述べさせていただきますと、私どものほうから提出させていただいております、例えば予算でありましたり、条例というものについてはですね、議決事項として、この地方自治法96条の第1項のほうに既に定めがございます。

また、個別の法律の定めに基づきまして、議会で御審議いただいております例としましては、私ども企画政策課の所管でいきますと、総合計画の基本構想、今持っておりますのが平成20年度から平成29年度の10年間、これに係ります部分についても地方自治法で別の条、第2条のほうに規定がございまして、それぞれ議会の議決を経なさいという定めがございます。

このように、条例や予算、個別法の定めと同じように、この議会において議決すべき事件として、この協定を定めていただきたいということで議案として提出させていただいたところでございます。

これまで、定住自立圏を形成しております、協定を締結しております自治体では、全て同じ手続を経て、議会での位置づけをいただいた後、それぞれ協定を進めているというところでございます。

説明は以上でございます。

御審議、よろしく願いいたします。

**○委員長(山本幸廣君)** 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(山本幸廣君)** これより、意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(山本幸廣君)** なければ、これより採決いたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は、反対とみなします。

議案第27号・八代市議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

**○委員長(山本幸廣君)** 挙手全員。原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告及び委員長報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(山本幸廣君)** 異議がないようでありますので、そのように決しました。

---

**◎その他**

**○委員長（山本幸廣君）** その他としまして、私から一般質問の日数について——どうぞ、執行部は御退席ください。

小会します。

（午前9時06分 小会）

---

（午前9時06分 本会）

**○委員長（山本幸廣君）** 本会に戻します。

その他としまして、私から一般質問の日数について、御協議をお願いしたいと思います。

市長初め執行部の執務時間の確保に配慮するなど、平準化し、効率的な一般質問とするために、お手元に配付しておりますように、現行の質問日数では、質問される議員が20名の場合、4日間としていたのを、予備日を利用し、質問日数を5日間とする一般質問割り振り表案がありますが、お手元に配付してありますが、配付漏れありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長案として提案させていただきたいと思

います。  
いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○委員長（山本幸廣君）** 全員の方々が異議なしと認めましたので、そのように決しました。

御異議なしと認め、そのように決しましたが、なお、新一般質問割り振り表の運用開始は、本年6月定例会からとすることによろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（山本幸廣君）** 異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（山本幸廣君）** なければ、以上で、

本日の委員会の日程は全て終了いたしました。  
これをもって、議会運営委員会を散会いたします。

（午前9時08分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年3月6日

議会運営委員会

委員長